

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領

(設置)

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項に定める部会とする。

(審議事項)

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 第8次長野県保健医療計画の検討に関する事
 - (2) 第8次長野県保健医療計画の作成に関する事
 - (3) その他必要と認められる事

(組織)

- 第3 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
 - 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

- 第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療政策課に置く。

(補則)

- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。